

新型コロナウイルス感染症関連施策一覧

令和3年9月13日現在

飲食店向け協力金・応援金

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短要請協力金）【福島県】

7月26日～8月31日までの時短営業要請に協力した飲食店に対する協力金

申請期限：令和3年10月29日

【7/26～8/22までの期間の時短要請】

対象：飲食店営業許可を受けている酒類を提供する飲食店・接待を伴う飲食店

交付金額：以下の売上高方式または売上減少方式いずれかにより算定

A) 売上高方式：2.5万円/日～7.5万円/日

B) 売上高減少方式：R元年又はR2年7月及び8月の飲食部門の1日当たり売上金額×0.3/日【上限20万円】

主な要件：①福島県内に対象店舗を有すること。

②令和3年7月26日午後8時～9月1日午前5時までの期間、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を午後7時までとすること。

③対象店舗において時短営業の案内を掲示していること等

問合せ先：福島県協力金コールセンター TEL.024-521-8575（9：30～17：30）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-koriyama.html>

【8/23～8/31までの期間の時短要請（まん延防止等重点措置適用）】

対象：飲食店営業許可を受け、通常午後8時～午前5時を含む営業を行っているすべての飲食店

交付金額：以下の売上高方式または売上減少方式いずれかにより算定

A) 売上高方式：3万円/日～10万円/日

B) 売上高減少方式：R元年又はR2年7月及び8月の飲食部門の1日当たり売上金額×0.4/日【上限20万円】

主な要件：①福島県内に対象店舗を有すること。

②令和3年8月23日午後8時～9月1日午前5時までの期間、午前5時から午後8時まで全期間において営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を終日自粛とすること。

③対象店舗において時短営業の案内を掲示していること等

問合せ先：福島県協力金コールセンター TEL.024-521-8575（9：30～17：30）

■郡山市における時短要請（飲食店）協力金【福島県】

8月23日～9月12日までの時短営業要請に協力した飲食店に対する協力金

申請：9/1～9/30分：令和3年10月1日以降

対象：飲食店営業許可を受けているすべての飲食店

※通常午後8時以降営業している店舗に限る

交付金額：以下の売上高方式または売上減少方式いずれかにより算定

A) 売上高方式：3万円/日～10万円/日

B) 売上高減少方式：R元年又はR2年8月及び9月からの飲食部門の1日当たり売上減少額×0.4/日【上限20万円】

主な要件：①令和3年8月23日午後8時～9月13日午前5時までの期間、午前5時から午後8時まで全期間において営業時間を短縮するとともに、酒類の提供を終日自粛すること。

②対象店舗において時短営業の案内を掲示していること等

問合せ先：いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター TEL.024-521-8562（9：00～17：00）

■郡山市ふくしま感染防止対策認定店応援金【郡山市】

福島県が実施する「ふくしま感染防止対策認定店制度」の認定を受けた飲食店などを応援

申請期限：令和4年1月31日

要件：「ふくしま感染防止対策認定店」認定ステッカーの交付を受け、次の要件をすべて満たす者

①申請時において営業している者で、引き続き認定店として1年以上営業する意思のある者

②市税を滞納していない者

③郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者

給付額 認定ステッカー交付1件当たり10万円

問合せ 郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL.0800-800-5363（平日8：30～17：15）



認定ステッカー

売上げ減少に対する支援金等（全業種）

■売上の減少した中小事業者に対する一時金（本県版一時金第3弾）【福島県】

時短営業や外出自粛の影響を受け売上の減少した中小事業者への一時金

申請期限：令和3年11月12日

対象：県内に本社又は本店のある中小法人・個人事業者等

※福島県まん延防止等重点措置等の営業時間短縮要請の対象事業者でないこと。

主要要件：福島県まん延防止等重点措置等に基づく要請に伴い、

①飲食店と直接・間接の取引があること（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）

②不要不急の外出自粛により直接的な影響を受けたこと（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、運転代行事業者、理美容室等の人流減少の影響を受けた者を想定）により、令和3年8月の売上が令和元年又は令和2年8月と比べて30%以上減少したこと。

交付金額：一律30万円 問合せ先：福島県一時金コールセンター TEL.024-521-8572（9：30～17：30）

■（仮称）新型コロナウイルス感染症等緊急支援給付金（第2弾）【郡山市】

新型コロナの影響で売上げが減少した事業者を支援

申請：令和3年10月以降開始予定

要件：2021年7月～12月のうち、任意の連続する3ヶ月間の売上総額が過去3年間（2018～2020年）の同期と比較して15%以上減少している中堅企業・中小企業・個人事業主

給付額：15%～50%未満（店舗自己所有）10万円（1箇所賃貸）20万円（複数箇所賃貸）30万円

50%以上（店舗自己所有）20万円（1箇所賃貸）30万円（複数箇所賃貸）40万円

問合せ：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）

■月次支援金【中小企業庁】

緊急事態宣言等に伴う時短営業・外出自粛等の影響を受けた事業者への支援金

申請期限：7月分⇒8/1～9/30まで

8月分⇒9/1～10/31

要件：2021年4月以降の「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等

給付額：中小法人等 上限20万円/月 個人事業者等 上限10万円/月

問合せ：事務局 TEL. 0120-211-240

新たな取り組みに対する補助金

■ECサイト構築支援補助金【郡山市】

モール型ECサイトへの新規出店、自社ECサイトの新規開設及びリニューアルを支援

申請期限：令和4年1月31日

対象者：市内に事業所がある中小企業者及び個人事業主で、特産品（※）を販売している事業者

※特産品とは…「生産・製造又は加工の最終段階を市内で行っている商品」または「市外で製造及び加工された場合は、主な原材料が郡山市産であって、市内に主たる事業所を有する者が販売する商品」

補助上限額：1事業者あたり10万円（補助率10/10）

対象経費：ECサイトの新規開設又は改修に要する経費、モール型ECサイトへの新規出店に要する経費

お問合せ：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日8：30～17：15）

■ニューノーマル対応支援補助金【郡山市】

申請期限：令和4年1月31日

業種別ガイドラインなどに基づく対策やウィズコロナに対応した事業変革への費用を支援

対象者：市内に事業所がある宿泊業、飲食業、小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他生活関連サービス業または娯楽業を営み、資本金または出資金が10億円未満の事業者

補助率：対象経費の2/3

上限額：宿泊業（従業員300人以上）70万円（100～300人）50万円（100人未満）30万円

飲食業（従業員100人以上）30万円（50～100人）20万円（50人未満）10万円

小売・洗濯・理容・美容・浴場・その他生活関連サービス業・娯楽業 10万円

■福島県宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業【福島県】

二次申請：令和3年10月8日まで

新型コロナにより影響を受けている宿泊事業者の事業継続を支援

要件：県内の旅館・ホテル・簡易宿所のうち、旅館業法の許可を受けている事業者。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。

補助上限：29室以下160万円、30～49室480万円、50室以上800万円

補助率：①感染拡大防止のための設備・機械・必需品等・・・・・・・・・対象経費の4/5

②マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツ開発、

施設改修や非接触チェックイン等新たな需要対応への取組・・・・・・・・・対象経費の3/4

対象経費：①サーモグラフィ、体温計、アルコール噴霧器、CO2濃度測定器等の購入費・リース料、マスク、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器類の購入費等

②ワーケーションスペースを用意するための改修や無線LANの整備等

問合せ：事務局 TEL0120-63-6620（平日8：30～17：15）※土日祝は除く

新たな取り組みに対する補助金（事業計画の作成が必要）

■持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）【中小企業庁】 第4回申請：令和3年9月16日～11月10日

小規模事業者のポストコロナに対応するビジネスモデル転換への取組や感染防止対策費の一部を支援

対象者：小規模事業者 補助率：3/4 上限額：100万円

対象経費：対人接触機会減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、ECサイト構築など

※感染防止対策費について、補助金総額の1/4（上限25万円）を補助対象経費に計上可能

特別措置：2021年1～3月のいずれかの月の売上高が2019年又は2020年の同月比で30%以上減少して

いる場合、補助金総額に占める感染防止対策費の上限を1/2(最大50万円)へ引上げ

問合せ：各商工会

■ものづくり・商業・サービス補助金【中小企業庁】

第8次申請：令和3年11月11日まで

革新的サービス開発・生産プロセス改善のための設備投資等を支援

補助上限：一般型1,000万円・グローバル展開型3,000万円

補助率等：[通常枠] 中小企業1/2 小規模企業者・小規模事業者2/3 [低感染リスク型] 2/3

要件：以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

・付加価値額 + 3%以上/年 ・給与支給総額 + 1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 30円

※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）

問合せ先：サポートセンター TEL.050-8880-4053（10：00～17：00※土日祝を除く）

■事業再構築補助金【中小企業庁】

第3次申請期限：令和3年9月21日

ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するための企業の思い切った事業再構築を支援

対象：以下の要件をすべて満たす企業・団体

①申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ前の同期と比較して10%以上減少

②事業計画を金融機関等と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、

又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成を見込む

※申請にはGビズIDプライム登録が必要（取得に2週間程度かかります）

対象経費：建物費、設備費、システム購入費、外注費、技術導入費、研修費、販売促進費等

補助額：中小企業100万円～1億円 中堅企業100万円～8,000万円

補助率：中小企業2/3～3/4 中堅企業1/2～2/3 問合せ：事務局 TEL. 03-4216-4080

■IT導入補助金（通常枠・低感染リスク型ビジネス枠）【中小企業庁】 応募締切：令和3年9月30日※以降状況により

業務効率化・データ活用による顧客獲得など生産性向上に繋がるITツールの導入を支援

補助金額：[通常枠] A類型：30万～150万円未満 B類型：150万～450万円

[低感染リスク型ビジネス枠] C類型：30万～450万円 D類型：30万～150万円

補助率等：[通常枠] 1/2 [低感染リスク型ビジネス枠] 2/3

対象経費：ソフトウェア、クラウド利用費、専門家経費等

※低感染リスク型ビジネス枠は上記のものに加えPC・タブレット等のレンタル費用

要件：事業計画期間において「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」

を満たすこと等を加点要件（一部事業者等については申請要件）とする

補助金（新型コロナ関連以外）

■ 持続化補助金（一般型）【中小企業庁】

第6次締切：令和3年10月1日（第7次2/4）

小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

対象：商工会の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者等

補助率等：2/3（上限額 50 万円）

補助対象：売上・販路拡大のための取り組み（店舗改装、チラシ作成、広告掲載など）

問合せ先：各地区商工会 TEL. 024-983-3754

■ 事業引継ぎ支援補助金【郡山市】

申請：令和4年3月31日まで

支援機関の支援を受けた事業引継ぎや引継いだ事業の販路開拓等に要する経費を補助

対象：事業引継ぎ支援センター、郡山商工会議所、商工会等の支援を受けて承継した事業の
販路開拓等に取り組む中小企業者

対象経費：事業引継ぎ（事業引継ぎに係る業務のための委託料、謝礼等）

引継いだ事業の販路開拓等（広報費、展示会出展費、店舗改装費、設備工事費等）

※ 交付決定後の契約等で、年度内に支払いまで完了する事業に限る

補助率等：対象経費の1/2以内（上限 30 万円）

問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日 8：30～17：15）

■ BCP 等策定等支援事業補助金【郡山市】

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

感染症や自然災害など緊急事態時の事業継続・早期復旧のための計画策定を支援

対象：市内に主たる事業所があり、市税等に滞納がない事業者（業種・規模問わず）

※支店・工場が独自のBCP策定等をした場合も対象

対象経費：BCP又は事業継続力強化計画を策定又は改定しており、そのために要した費用

（講師謝金、旅費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費等）

※令和3年4月1日以降の申請分は、令和3年4月1日以降に支払った経費に限る

補助率等：補助率 4/5（1 事業者当たり上限 20 万円）

問合せ先：郡山市中小企業等応援プロジェクト TEL. 0800-800-5363（平日 8：30～17：15）

■ はばたく販促支援補助金【福島県】

申請：令和3年9月30日まで

創業から5年以内の事業者の販路開拓・拡大に向けた取組を支援

対象：新型コロナウイルスによって影響を受けた創業5年以内(※)の事業者

※平成28年7月1日～令和3年6月30日までに開業された方

対象経費：以下の①～③の条件を全て満たすものを対象。

① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

② 交付決定日以降の契約・発注により発生し、交付決定日から補助事業完了日迄に

契約・発注・支払いを完了した経費

③ 領収書等の証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費

補助率等：補助率 2/3（1 事業者当たり上限 30 万円）

問合せ先：ヘルプデスク TEL. 0120-2940-89（平日 9：00～17：00）

雇用継続支援

■雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）【ハローワーク】

従業員を休業させる事業主へ休業手当などの一部を助成

特例措置対象期間：令和3年9月30日まで

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

特例措置の主な内容：

1. 生産指標要件が1ヶ月5%以上減少に緩和
2. 雇用保険被保険者でない労働者も対象（緊急雇用安定助成金を活用）
※学生アルバイト・パート労働者（所定労働時間が週20時間未満）の方の休業手当についても対象
3. 助成率・日額上限額の引き上げ
4. その他手続きの簡略

■郡山市新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金等申請支援補助金【郡山市】

雇用調整助成金等の申請に係る社会保険労務士等への手数料の一部を補助

申請期限：雇用調整助成金等の支給決定日の翌日から3カ月以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで

対象：以下の条件を満たす全ての業種の事業主

1. 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、市内に事業所を有する会社又は市内に住所を有する個人
2. 国の雇用調整助成金等（緊急雇用安定助成金含む）で、労働局長の支給決定を受けていること
3. 郡山市税等の滞納がないこと

補助内容：社会保険労務士等へ雇用調整助成金等の申請書作成を委託し、支払った手数料又は報酬金額の10/10

※1 事業者当たり上限額 20 万円 問合せ：郡山市雇用労政課 024-924-2261

融資制度（日本政策金融公庫関係）

■新型コロナウイルス感染症特別貸付【日本政策金融公庫】

対象：最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が前3年の
いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方等

○国民生活事業（限度額 8,000 万円）

返済：設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（いずれも据置 5 年以内）

利率：6,000 万円を限度として融資後 3 年目までは基準利率-0.9%（4 年目以降は基準利率）

○中小企業事業（限度額 直接貸付 6 億円）

返済：設備資金 20 年以内、運転資金 15 年以内（いずれも据置 5 年以内）

利率：3 億円を限度として融資後 3 年目までは基準利率-0.9%（4 年目以降は基準利率）

■【新型コロナ関連】マル経融資【日本政策金融公庫／各地区商工会】

対象：商工会地区内に営業所があり経営指導を6ヶ月以上受けている小規模事業者で、
最近1か月間等の売上高または最近1か月を含む過去6か月の平均売上高が、前3年の
いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

限度額：通常マル経融資と別枠で1,000万円以内

返済：設備資金10年以内（据置4年以内）、運転資金7年以内（据置3年以内）

利率：融資後3年間特別利率F-0.9%（4年目以降は特別利率F）

■新型コロナウイルス感染症特別利子補給【中小企業基盤整備機構】

概要：売上高が急減した事業者などに対して、融資後当初3年間の利子相当額を一括助成

対象：新型コロナウイルス感染症特別貸付・【新型コロナ関連】マル経融資等

要件：①小規模事業者（個人）：要件なし

②小規模事業者（法人）：売上高が15%以上減少

③中小企業者（個人・法人）：売上高が20%以上減少 問合せ：事務局 TEL. 0570-060515

融 資 制 度

■新型コロナウイルス対策特別資金（有利子型）【福島県】

取扱期間：令和3年6月30日保証申込受付、令和3年12月31日融資実行分まで

- 対 象：1) 直近1か月の売上が前年比15%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が15%以上減少することが見込まれる。(危機関連保証)
2) 直近1か月の売上が前年比20%以上減少かつ直後3か月間の売上予測が20%以上減少することが見込まれる。(セーフティネット保証4号)
- 利 率：年1.5%以内（固定） 限度額：8,000万円
- 融資期間：10年以内（うち据置1年以内）
- そ の 他：利用の際には市町村の認定書が必要
- 申 込 み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）

■売上高等減少対策資金融資【郡山市】

取扱期間：令和4年3月31日貸付実行分まで

- 要 件：最近1か月間の売上高又は販売数量が平成31年2月から令和2年1月の期間の同月に比して15%以上減少、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が15%以上減少することが見込まれる方 他
- 限 度 額：1,000万円 融資期間：7年以内（うち据置1年以内）
- そ の 他：信用保証料補助（100%・限度額50万円）・利子補給補助制度（100%）あり
- 申 込 み：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 取扱期間：令和4年3月31日貸付実行分まで

■融資返済計画変更等支援補助金【郡山市】

対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日

- 要 件：借入返済等における条件変更を行った中小企業者で、認定支援機関により経営改善計画を策定し、かつ福島県信用保証協会に信用保証料を支払った中小企業者
- 対象経費：福島県経営改善支援センターに事業利用申請を行い、経営改善計画策定にかかる費用のうち認定支援機関に支払った経費及び福島県信用保証協会に支払った信用保証料
- 補 助 額：補助対象経費全額

12商工会がスクラム組んで、事業繁栄・地域活性化に邁進中!!

郡山地区商工会広域協議会

TEL 024-983-3754 FAX 024-983-3786

熱海町商工会 TEL 024(984)2341 FAX024(984)4909	逢瀬町商工会 TEL 024(957)3250 FAX024(957)3250	湖南町商工会 TEL 024(983)2117 FAX024(983)2990
三穂田町商工会 TEL 024(954)2154 FAX024(954)2162	安積町商工会 TEL 024(946)2068 FAX024(946)2099	片平町商工会 TEL 024(951)2602 FAX024(961)6645
喜久田町商工会 TEL 024(959)2568 FAX024(983)3786	日和田町商工会 TEL 024(958)2438 FAX024(958)2992	富久山町商工会 TEL 024(923)0896 FAX024(934)7091
田村町商工会 TEL 024(955)2507 FAX024(955)2851	中田町商工会 TEL 024(973)2211 FAX024(973)2009	西田町商工会 TEL 024(972)2114 FAX024(972)2114